

昭和 大札と京都府警備

On the Security precaution of Kyoto Prefecture for
the enthronement of Emperor Showa

戸田 文明

Fumiaki TODA

要旨

昭和 大札が実施されたのは、一九二八年であった。この時期、天皇制国家は、外交・植民地支配で行き詰りをみせ、また国内においてもうち続く恐慌のもとで、労働運動・農民運動が激化し、新たな国民の組織化を模索していた。昭和 大札は国民を再組織する絶好の機会でもあった。この機会を利用して、特高に代表される厳しい弾圧体制が構築され、またマスメディアに対する統制、草の根からの国民の再組織化がはかられたのである。

キーワード 昭和 大札 特高 大札新聞団 ラジオの全国中継網 自治協会 青年団

はじめに

一九二六(大正一五・昭和元)年二月二五日、大正天皇が逝去、直ちに皇太子裕仁が踐祚し、新たな天皇となった。また、枢密院会議を経て二月二八日には新しい元号「昭和」が公式に発表された。昭和(裕仁)天皇はすでに一九二一年一月二五日以来摂政として大正天皇に代わり、実質上天皇として政務に携わってきたが、ここに名実共に天皇の地位に就いたわけである。しかし、記紀神話に基づき正統な神の子孫として日本の支配者となるためには、「御 大札」

(「即位礼」とそれに続く「大嘗祭」)の儀式を執り行わなければならない。御 大札の諸儀は、一年にわたる大正天皇の諒闇(服喪期間)の開けたあと、一九二八(昭和三)年一月五日に「期日奉告」が行なわれ、同年一月一〇日から二月にかけて行われることになる。その各儀式(諸儀)は【表1】のごとく行われる。皇室典範第一一条には「即位ノ礼ヲ行フ期日ニ先タチ天皇神器ヲ奉シ皇后ト共ニ京都ノ後宮ニ移御ス」と規定されており、即位礼は京都御所を中心に行われた(一月七日京都に到着し、一月二六日に東京に還幸するまで、天皇夫妻は京都に滞在し、政府の主要機能も京都に移転することになる)。天皇にとっては、神となり、国民に対して神権的統治者として臨む国家規模の大事業であり、国民に対する一大デモンストラーションであった。この儀式は、儀式の行なわれた京都府民に対してはもちろん、国民各層に対しても大きな影響を与えることとなった。

昭和 大札が国民統合に果たした役割については中島三千男などによる研究がある⁽¹⁾。しかし、警備体制そのものについての分析は充分に為されているとはいえないようにも思われる。本稿は、京都府警察部による公式記録である『昭和 大札京都府警備記録』⁽²⁾を中心に、警備体制の構築・整備とそれがもった意義について論ずるものである。

【表 1】昭和の即位礼と大嘗祭 儀式行事日程

踐 祚 の 式	昭和元年 (1926年)	12月25日	賢所の儀 皇霊殿・神殿に奉告の儀 剣璽渡御の儀（葉山御用邸付属邸） 改元
		12月28日	踐祚後朝見の儀（宮中正殿）
		12月30日	大礼使管制設置 登極令附式を一部改正
大 礼 序 儀	昭和3年 (1928年)	1月17日	賢所に期日奉告の儀 皇霊殿・神殿に期日奉告の儀 神宮・神武天皇山陵並前帝四代山陵に勅使発遣の儀 神宮・神武天皇山陵並前帝四代山陵に奉幣の儀 齋田点定の儀（悠紀国滋賀県、主基国福岡県） 大嘗宮地鎮祭の儀
		1月19日	齋田点定の儀（悠紀国滋賀県、主基国福岡県）
		2月5日	齋田点定の儀（悠紀国滋賀県、主基国福岡県）
		8月5日	大嘗宮地鎮祭の儀
		9月16・21日	齋田拔穂の儀
		10月16・17日	新穀供納の式
即 位 礼	昭和3年	11月6日	京都に行幸の儀（名古屋離宮に一泊）
		11月7日	賢所春興殿に渡御の儀
		11月10日	即位礼当日 皇霊殿・神殿に奉告の儀 賢所大前の儀 紫宸殿の儀（即位の勅語、寿詞奏上）
		11月11日	即位礼後一日 賢所御神楽の儀
大 嘗 祭	昭和3年	11月12日	神宮・皇霊殿・神殿並官国弊社に勅使発遣の儀 大嘗祭前二日 御禊及び大祓の儀
		11月13日	大嘗祭前一日 大嘗祭鎮祭の儀 鎮魂の儀
		11月14日	大 嘗 祭 当 日 神宮に奉幣の儀 皇霊殿・神殿並官国弊社に奉幣の儀 賢所大御饌供進の儀
		11月15日	大嘗宮の儀（悠紀殿の儀） 大嘗宮の儀（主基殿の儀）
		11月16日	大嘗祭後一日 大嘗宮鎮祭の儀
		11月16日	即位礼及び大嘗祭後 大饗第一日の儀
大 饗 の 儀	昭和3年	11月17日	即位礼及び大嘗祭後 大饗第二日の儀 即位礼及び大嘗祭後 夜宴の儀
		11月17日	即位礼及び大嘗祭後 夜宴の儀
大 礼 後 儀	昭和3年	11月19日	伊勢に行幸
		11月20日	即位礼及び大嘗祭後 豊受太神宮に親謁の儀
		11月21日	即位礼及び大嘗祭後 皇太神宮に親謁の儀
		11月23日	即位礼及び大嘗祭後 神武天皇山陵に親謁の儀
		11月24日	即位礼及び大嘗祭後 仁孝・孝明天皇山陵に親謁の儀
		11月25日	即位礼及び大嘗祭後 明治天皇山陵に親謁の儀
		11月26日	東京に還幸の儀（名古屋離宮に一泊）
		11月27日	賢所、温明殿に還御の儀
		11月28日	東京還幸後、賢所御神楽の儀
		11月29日	即位礼及び大嘗祭後 大正天皇山陵に親謁の儀
		11月30日	還幸後 皇霊殿・神殿に親謁の儀
		昭和4年 (1929年)	1月15日
	7月16日	大嘗祭後 大嘗宮地鎮祭の儀	

第一章 一九二〇年代後半の社会

ところで、昭和天皇の即位太礼の行なわれた一九二〇年代後半はどのような時代だったであろうか。

まず権力側のとらえ方を見ておこう。『警備記録』は次のように述べている（以下、引用は、適宜句読点・濁点を付し、新字体に改めている）。

露支亜にサヴェート革命の実現してより昭和三年に至るまで時を経ること十有一年、其間社会主義思想は奔流の如き勢いを以て東洋各地に弥漫せり。之を大正太礼の举行せられたる大正四年当時に比すれば実に隔世の感を深うするものあり。即ち從來旺盛なりし無政府主義又は社会民主主義的思想傾向漸次其影を薄うし、之に代ふるに共產主義の著しき台頭を見、東洋に於ける極左無産階級運動は全く労働裁主義の理論に依りて指導せらるゝに至り竟に一部先鋭分子の間に矯激なる革命的行動を為す者あるに至れり。思ふに海を挟みて共產主義を立国の使命とするサヴェートロシアと対立し動乱常なく思想混沌たる支那大陸亦指呼の間に横はり彼我の交通頻繁を加へ東洋赤化の巨腕漸く延びて奇激思想侵入の余地多きこと大正太礼当時の比に非ず、此秋に当り我帝国の精華を中外に宣揚するの大儀礼を行はせらるゝ次第なるを以て内外過激分子の視聴を惹くや故無しとせず、大礼期直前に於ける国内の情勢を一言すれば労働運動農民運動及純水平運動何れも稍下火となり、所謂政治的自由獲得闘争の著しき極左的展開を見たるか遂に共産党の指導下に立つに至りて禁圧を蒙り為めに其の運動方法極めて潜行的となり一種の地下運動時代を現出したるものと云ふことを得べし。一

面世相の変遷に伴ひ最近殊に直訴其他不敬犯人の頻出するあり。（『警備記録 上巻』四六二頁）

ここには、支配層の危機意識が端的に表明されている。すなわち、国内・植民地に於ける共産主義思想の広がり、特に国内においては共産党の指導の下に労働運動・農民運動が激化している状況に対して大きな危機感を懐いていることが明瞭に示されている。

事実、中国大陸では、一九二四年には第一次国共合作が実現し、一九二六年からは蒋介石に引き入れられた北伐が開始される。一九二七年には、蒋介石は共産党と断絶し、国民政府を作る。こうした中国革命の進展を背景に、中国では民衆や学生の間でナショナルリズムの運動が活発となり、日本の在华權益が脅かされる状況に至った。二七年四月に成立した田中内閣は、三次にわたる山東出兵を行ない、北伐の勢いが華北・満州に広がることをおさえようとした。しかし、張作霖爆殺をきっかけに、逆に張学良が国民政府に近づき、満州における抗日気運は一段と高まることになった。

朝鮮半島においても、三・一運動以降、民族主義勢力の影響力が衰えマルクス・レーニン主義の影響力が増し、二〇年代初頭から大規模な小作争議、ストライキが組織されるなど、労働者や農民の間で、大規模な階級闘争が展開され、独立運動も活発化していた。

さらに田中内閣による露骨な中国侵略政策はアメリカやイギリスとの矛盾を一層深めることとなった。

国内においても、第一次世界大戦後から続く恐慌状態が一段と激しくなっていた。特に一九二七年三月から四月にかけての金融恐慌の中で中小銀行が淘汰され、五大財閥の金融支配が進んでいる。この結果、地方銀行と結びついた中小企業では、倒産、閉鎖、操短が

【表 2】 1920年代後半の労働争議・小作争議件数

	労働争議件数	参加人員数	小作争議件数	参加人員数
1926年	1260件	127000人	2751件	15000人
1927年	1202件	103000人	2052件	91000人
1928年	1021件	102000人	1866件	75000人
1929年	1420件	172000人	2434件	82000人
1930年	2289件	191805人	2478件	58566人

(『日本経済史要覧』139頁より)

相次ぎ、そのしわ寄せは労働者にのしかかり失業者が激増している。その結果、労働運動が激化し、争議件数・参加人員数は、一九二六年以降大幅に増加している。

こうした状況下で、労働組合数も大幅に増加し、共同印刷や日本楽器などでは大争議がおこっている。また、農民運動も二五年から二七年にかけて最高潮に達した【表 2】。一九二七年、二八年には労働争議・小作争議ともに減少しているが、これは、昭和大礼を前にして、警察の取り締まりが強化され、運動の「自粛」を強制された結果であり、運動の沈静を示しているものではない。

こうした階級闘争を理論的にも実際的にも指導していたのが再建された日本共産党だった。共産党は一九二二年に成立したが間もなく解党状態に陥った。しかし、国内矛盾の激化のなかで、階級闘争の統一の指導部の必要性が高まり、コミンテルンの指導も受けながら、一九二六年一月四日、山形県五色温泉で再建大会が開かれた。翌二七

年には「二七テーゼ」を受け入れ、福本イズムを克服するなかで、運動を拡大させている。周知のように二七テーゼでは君主制の廃止を方針に掲げている(天皇制の廃止をいうのは三二テーゼ)。さらに、再建共産党の指導の下で、一九二八年二月に実施された最初の普通選挙にあたり、労働党の候補者として一〇人の共産党員が立候補し、公然と政策や見解を発表したのである。

特高は、共産党の再建について、二七年八月頃には情報を得てスパイを使い内偵をすすめていた。そして一九二八年三月一日、一道三府二七県にわたる共産党への大弾圧事件を引き起こしたのである。直接的なターゲットはもちろん共産党だったが、労働農民党、全日本無産青年同盟、日本労働組合評議会、日本農民組合などの事務所や、個人の住居まで搜索し、一五六八人を検挙している。しかし、共産党再建の中心的人物であった渡辺政之輔(後台湾の基隆で逮捕を免れるため自殺)や佐野学などは検挙を免れ、きびしい弾圧下で共産党は活動を継続する⁽³⁾。この三・一五事件を契機に、特高が大拡充されている。すべての道府県に特高課が設けられ(それまでは三府七県のみ)、警視四〇人、警部一一〇人、警官五〇〇人を増員し、電話・写真などを通じて相互の連絡体制を充実させている⁽⁴⁾。また、一九二五年に制定された治安維持法が、議会を通過させることが出来なまま、緊急勅令によって、死刑を含む厳罰化という形で改悪されたのもこの一九二八年である。

三・二五の大弾圧は共産党の再建に対して、スパイを利用しつつ内偵をすすめた結果行われたものであるが、同時に、明示されていないが、大礼に備えての予防的検束でもあった。

昭和大礼が実施された一九二八年には、日本資本主義は、植民地支配の面でも、対中国外交の面でも、対欧米外交の面でも、行き詰

まっていた。そして、国内支配においては、連続する恐慌と労働者・農民の運動、そして天皇制支配に対するもつとも尖锐な敵対者である共産党の活動に直面し、新たな国民統合を構築しなければならぬ事態に直面していたのである。

大札という国家行事を通して、新たな弾圧体制と国民統合の方向性が示されることになるのである。

第二章 警察・警備体制の充実

大札諸儀の行われる京都市においては、厳重な警備体制の構築を目指すこととなった。

警察の整備拡充については、まず警察庁舎の新設が挙げられる。旧庁舎は一九〇四（明治三七）に建設されたものであり、臨時増員、中央諸官庁の一時的移転などに対応できるものではなかった。そこで、一九二七（昭和二）年二月、府議会で新庁舎建設を可決し、これに先立つ九月一七日に起工、二八（昭和三）年八月に竣工した。「近世式鉄筋コンクリート三階建て、総坪数一六八一坪」余の大規模なものであった。電話等の最新設備を備え、警備の中央指令所、内外の連絡中枢としても十分に機能するものであった。

これに先だって早くから（正確な時期は不明であるが、大正天皇の死去間もなくであろう）大幅な人的拡充計画が立てられる。二七年七月には要員規模を概定し、二八年一月には大札使官制発布とともに、警備区域を踏査し警備警備予算を決定、警衛要員は六二四三名と定め、内四一〇〇名余りは他府県からの応援要員によってまかなうこととした。この応援部隊は、大札の実施期にあたる二八年一月に京都に参集するが、新来の彼等を指揮し統制ある部隊として活動させるために、八月一八日には警察内の参謀本部を設けてい

る。この外来部隊は、大札実施期間に、京都御所を中心に、鹵簿沿道など、天皇の所在地に府県別に組まれた隊が制服で固めるという直接警衛部隊である。

しかし、警備の中心となるのはあくまでも京都府警察である。当時の京都府の警察官定員は一九五三名であった。しかし、この陣容では、大札の準備段階でのさまざまな活動（大札期前に於ける府民の保健維持、悪疫の予防撲滅、各種要視察人の視察警戒等）を実施するには不十分であった。そのため「準備の万全を期するため専任者を設くる必要に逼られ」、二九五名の臨時増員が認められた。京都府下においても募集が実施されたが、採用者はわずかに二〇名ほどに過ぎず、改めて中国・九州地方を中心に新規募集を行なった。しかし新規募集のみでは全部の補充が困難でもあり、臨時増員の半数に近い一三二名の巡査は他府県警察からの出向によることとなった。当然のことながら、この採用にあたっては学術・身体検査が施され、また厳しい身許調査がなされている。京都府下で実施された募集に於て十分な人員を確保できなかった原因の一つはこの検査にあった（当初二百名近くが応募していたが、体格審査で五〇名弱に減らされさらに身元調査などによって二十名強が合格するだけであった）。

こうして増員された巡査は、各種の訓練を経て、管下に京都御所を擁する中立売署に重点を置きつつ配置されることになる。

大幅増員された警察組織のなかでもつとも重視されたのが「特別高等警察（以下、特高）」であった。

京都府警察部に於ては内外の情勢に鑑み、今回の大札警備に就ては特別高等警察機能の活用最も重要なを観取し、多数の

要員を此方面に配置すると共に、知事及警察部長は屢屢関係員に対して訓示激励する所あり。昭和三年五月以降、全員は全く息詰る如き緊張裡に其職務に精進し一意裏面内偵の徹底に努め、制服警察官の活動と相呼応して克く大札御挙儀の御安泰を期し奉ることを得たり。（『警備記録 上巻』四六四頁）

すでにみたように、権力側は、共産党の活動また共産主義思想の拡大に対して激しい危機感を懐いていた。そうしたなかで、史料にみるように、思想警察としての特高の役割が重視されることになる。その結果特高の人員は大幅に増加し、大札警衛の中心となる。

一九二八年九月京都府警察部は新庁舎に移り、警察部が大札警察部として大札警衛の本部となる。大札警察部は、警務部、通信部、情報部、保安部、衛生部及刑事部に分掌されるが、特高は情報部として新庁舎の三階に陣取ることになる。情報部内はさらに思想係、普通係、内鮮係、融和係、外事係、移動係、庶務係に分けられる。大札警衛本部のなかでも、情報部は一三三名という最大の人員を数え、各所轄警察署の特高係を合計すると六六九名に達する。その内訳は、特高専務員二二三名、京都府内からの応援員二一〇名、他庁府県からの応援員二三六名である。

それらの人数は、【表3】のように配属された。

さらに、特高の方針を各警察機関に徹底する目的で、参謀会議、大隊長会議、制服私服中隊長会議、情報刑事両部連絡会議などを通じて特高事務の指導連絡が行なわれた。八月と一〇月には、警察署長会議が行なわれるが、そのなかでの指示事項は左記の如くである。

昭和三年八月及十月の警察署長会議に於ける指示注意事項左

の如し

昭和三年八月会議

- 一、大札に関し各種要注意人物の視察警戒に関する件
- 一、視線外危険人物発見に関する件
- 一、共産主義運動の査察内偵に関する件
- 一、禁止結社の再組織運動に関する件
- 一、解放運動犠牲者救援運動に関する件
- 一、朝鮮人運動に関する件
- 一、在外不逞鮮人の策動に関する件
- 一、非監置精神病者取締に関する件
- 一、不敬行為の未然防止に関する件
- 一、水平運動に関する件
- 一、外国人の国情調査に関する件

昭和三年十月会議

- 一、大札特別警戒計画に関する件
- 一、応援私服警察官の統制に関する件
- 一、不穩情報に関する件
- 一、視線外容疑者の発見に関する件
- 一、反動団体の視察に関する件
- 一、移動警察実施に関する件（『警備記録』上巻四七〇頁）

この会議の指示事項に示されているように、大札という機会を利用して、共産主義者、禁止結社（共産党はもちろんであるが、労働運動・農民運動の再組織に対する警戒と弾圧）、左翼シンパ的な運動に対する弾圧、朝鮮人の運動に対する警戒と抑圧、などを思想警

【表3】 特高要員の増員（数字は漢数字からアラビア数字に改めている）
第一項 情報部要員の充実

配置人員		自6月1日--至9月30日								
係名	警 視	警 部	警部補	巡査部長	巡 査	通 訳	嘱 託	雇 員	計	合 計
總監督	1								1	1
庶 務		×1		1	2			1	4 ×1	5
思 想		1	1	2 ×2	1 ×5			5	5 ×7	12
普 通		×1	1	1 ×1	1 ×3				3 ×5	8
内 鮮		×1	×1	1 ×3	2 ×7		×1		3 ×13	16
融 和		×1	×1	1 ×1	×3				1 ×6	7
外 事		1	×1	2	×2	1	1 ×3		5 ×6	11
移 動		×1		×1					×2	2
計	1	2 ×5	2 ×3	8 ×8	6 ×20	1	1 ×4	1	22 ×40	62
合 計	1	7	5	16	26	1	5	1	62	62
總監督	1								1	1
庶 務		1		1	2			1 ×1	5 ×1	6
思 想		1	1 △1	4 △2	6 △1				12 ×4	16
普 通		1	1 △1	2 ×1 △1	4				8 ×1 △2	11
内 鮮		1	×1 △1	4 ×1 ○2 △4	9 ×1 △6		×1		16 ×2 ○3 △11	32
融 和		1	1 △1	2 △2	3				7 △3	10
外 事		1	1 △1	2 ○1	2 △2	1	4 ×1	×1	11 ×2 ○1 △2	16
移 動		1	△3	1 ○4 △4	×27 △1				2 ×27 ○4 △8	41
計		7	5 △8	6 ×2 ○8 △13	26 ×28 △9	1	5 ×1 ×4	1 ×2	62 ×33 ○8 △30	133
合 計	1	7	13	39	63	1	6	3	133	133

備考 ×印は増員 ○印は補助員 △印は他廳府縣應援員

察としての特高の役割が如実に反映された指示事項であり、特高を中心に各警察署がその指示に従うという体制がつくられていったのである。

また、他官公衛との連絡として、皇宮警察や大礼事務局、京都地方裁判所検事局（一九二八年九月から思想係検事が二名置かれている）、憲兵隊などと並んで、京都帝大学生監との連絡が挙げられている。一九二五年には、初の治安維持法事件である京都学連事件がひきおこされ、多数の学生が検挙されるとともに、翌年には、各大学の社会科学研究会（社研）が禁止されることになるが、三・一五事件後の取調の過程で、共産党に参加した青年層は社会の脱落者などではなく、むしろ恵まれた立場であり、高い教育を受けたものが多いことが明らかになり、支配層に大きな衝撃を与えるが、特高が帝大を中心とする学生層に強い警戒感を抱いていたことが観取される。

では、具体的に、警備はどのように行なわれたのか。

大礼特別警戒期間は、六月一日から九月二五日を準備期、九月二六日から十一月三〇日を実施期と二期に分けられるが（人員配置表とは若干のズレがある）、準備期と実施期では、警戒内容と重点の置き方に変化がある。

移動警察は、大礼直前の一〇月一五から一二月一三日（東京奉祝式当日）までのあいだ、鉄道で移動する旅行者の監視・検束にあたった。そのため、大礼実施期には、人員的にも、他部署に比して多くの人員が配置されている（「バス」六十枚を利用して実務にあたった）。大礼直前に京都市内にあつまる可能性のあった要注意人物（一般犯罪者、共産主義者、「不逞鮮人」など）を事前に検束するとともに、逆に大礼終了後京都から東京に移動する人物を捕らえること

を目的としたものであろう。つまり、大礼をきっかけに要注意人物の大量検挙をも計画していたと考えることが出来よう。

移動警察は、乗り込み、張込み、検索の三種に分かれ取締を行なっているが、その結果、七三・一三四人が取り調べを受け、容疑人員八三〇が検束を受けている【表4】。

内鮮係は、国内における朝鮮人の監視を任務としたものである。大礼実施向けに、京都では、さまざまな土木工事（烏丸通・丸太町通・河原町通などの舗装工事、三条大橋・五条大橋・七条大橋の修築、その他尿尿処理・塵芥焼却場、撒水・浄化装置、祝賀の電飾・街路照明など）が実施された。また、九月二〇日から十二月二五日まで、大礼記念京都博覧会が開かれていた。こうした土木工事には、メインストリートの修復工事だけで五〇〇人以上の労働者が動員された。その中には、数多くの朝鮮人労働者が含まれている。支配層は、独立運動の活発化と並んで、関東大震災における朝鮮人虐殺を経て、朝鮮人に対する警戒心を一層強めていたのである。それが、内鮮係三二人という要員配置にあらわれている

【表4】（漢数字から算用数字に改めている）
移動警察上取扱事故左の如し

取調人員	容疑人員	精神病患者	司法事故			要保護
			窃盗	横領	其他	
73134	830	29	16	7	6	48

（『警備記録 上巻』472頁より）

と云えよう。また、それだけではなく、朝鮮語講習会を開き、八月五日から三ヶ月間にわたって、二三名を参加させている。

思想係は、「視察に関する事項」を管轄したが、その内容は、「検索的戸口調査」（大札前の京都市内の戸口および鹵簿沿道の戸口調査、および各種容疑者の一斉検束）であった。一般戸口調査は、八月二五日から一〇月二〇日まで三回にわたって、沿道戸口調査は一〇月一〇日から十一月五日まで四回にわたって行われている。従来の戸口調査は生計調査が中心だったが、今回は「視線外容疑者及危険物の発見を主眼」として行われ、「効果頗る大」であったという。ところで、この検索的戸口調査は「挙動不審者の発見は独り警察力のみを以てしては其万全を期し難きを以て検索的戸口調査の機会を利用し一般巡査をして各戸に就き「不審者申告は此際府民としての義務たること」を懇示せしむるの方針」の下、「市内及近郊の自警会、共同組合、衛生組合、消防組を始め宿屋営業組合、鮮人飯場主組合等各種の団体と密接なる連絡を取らしめて警察視線外容疑者の発見探求に助力せしめ」ている（『警備記録 上巻』三四〇頁）。視線外容疑者という聞き慣れない言葉が出てくるが、これは、警察の監視から外れて潜伏している要注意人物を指している。ここでも第一のターゲットとなっているのは、三・一五事件を逃れ地下活動を行なっている共産黨員やそのシンパ、労農運動の指導者である。後に述べるように、大札警備の実施にあたって、共同組合や青年団などの自治組織が自治協会として再組織されるが、民間まで巻き込んで共産主義者などに対する弾圧体制を作り上げようとしていたといえよう。

こうした情報部の検束・取締の実行は、特高の活動に不馴れな一般警察官の教育の機会ともなっていた。情報部所属警部を管下各署

に派遣して一般署員に対し講演を行わせたり、戸口調査、一斉検束等の機会を利用して実地指導を行わせるなど、警察官の訓練が行なわれたのである。

また、情報部は刑事部とともに「私服大隊」を構成するが、大隊・中隊・小隊・分隊に編成され、鹵簿沿道を中心に直接警衛（一月七日、二二日、二三日、二四日、二五日、二六日に実施）が実施されることとなる。

直接警衛においては、刑事被疑者一七人、思想容疑者三九人、浮浪者一七人、精神病者六八人、準普通要視察人八八

【表5】 警衛線に於ける取扱事故表（数字はアラビア数字に改めている）

事故種別	7日	22日	23日	24日	25日	26日	計
刑事被疑者	5	6	2		2	2	17
思想容疑者	13	10	3	1	3	6	39
浮浪者	7	4	1	2	3		17
精神病者	18	17	13	6	6	8	68
準普通視察人	41	22	9	7	5	4	88
容疑鮮人	34	13	6	2	3	42	100
拳銃兇器其他携帯	21	15	9	4	10	23	82
無断家出	2						2
小火消止	1						1

（『警備記録 上巻』472頁より）

人、容疑鮮人一〇〇人、拳銃兇器其他携帯八二人などが発見・検束されている【表5】。具体的内容は不明であるが、思想容疑者・普通要視察人、容疑鮮人などは、まさに特高が神経をとがらせて取り締まろうとしていた対象そのものだったといえよう。

制服大隊もまた鹵簿沿道の警戒に当たっているが、思想容疑者については、計二六名を検束し、説諭したり同行を求めたりしている。

ところで、大札に於ける経験は、後の弾圧体制にどのような意味を持ったであろうか。先述したように、三・一五事件は空前の大弾圧だったにもかかわらず、必ずしも成功したとは言いがたい面がある。その原因は、特高と実働部隊である一般警察官との意識の違い、また連絡体制の不備などによるものであった。例えば、写真照合が出來ず、せっかく捕らえた大物を釈放してしまう、連絡の不備から特高の意志が十分に伝わらないなどの失敗も起こっている。一般警察官に実地に指導・教育することは不可欠であった。また、この「教育」は、増員されて間もない特高要員にとっても、特高の職務を理解するよい機会となったであろう。他府県からの出向要員は、大札を通じて、戸口調査を通じた民衆把握の方法、一斉検束による容疑者の割り出しなど、国民統制の手段を再教育されるとともに、大札終了後は、その経験を各府県の現場で生かすことにもなったであろう。その意味でも、大札が弾圧体制構築に果たした意義は大きなものがあったといえよう。

第三章 マスコミに対する統制

マスコミに対する統制は、八月一八日新たに設置された通信部が担当した。マスコミ関係に対する統制は従来高等警察がおこなっていたが、「曠古の御盛儀を広く内外に報道する為遠近より入洛を希

望する新聞通信写真従事者の数も日に加り高等警察事務弥々繁劇を来たせるを以て八月十八日大札警衛本部に通信部を設け」たのである（『警備記録 上巻』四八〇頁）。通信部では、横田尚武警視が部長となり、その下に庶務係（一九名）、新聞係（二二名）、写真係（三一名）。写真係は普通写真と活動写真を担当）がおかれた。

この時期もつとも主要で、発達していたメディアはもちろん新聞であった。それゆえ新聞の組織化はもつとも重要な課題であった。

新聞各紙は一樣に大札準備段階から儀式関係の報道を連日おこない、天皇讚美と天皇制の合理化の主張を展開し、批判的論調など求めるべくもなかった。こうした馴致された新聞は「取締上差支へなき範囲に於て可及的優遇の措置を講し以て報道の便宜を与へ全国民の渴仰せる大札諸儀の御模様を詳細にしかも敏速正確に報道せしむる」（『警備記録 上巻』四三九頁）ためにもつとも有効な手段として位置づけられた。

そのために、新聞各社に指示して組織されたのが「大札新聞団」である。

九月一日の官報で、大札使から「一、大札二関する典式ノ状況ヲ報道スル新聞社、通信社、雑誌社ニシテ大札使ヨリ材料又ハ便宜ノ供与ヲ受ケントスルモノハ其ノ全部ヲ包括スル大札新聞団ヲ組織シ本月二十日迄二規約ヲ添へ大札使ニ届出ヘシ」と公示され（『警備記録 上巻』四四〇頁）、大札新聞団には、①大札各儀について挙行前に説明会をおこない、その際に式次第・図面などを公布する、②典式の開始以後の進行状況を発表する、③新聞団のために控え所を設ける、等の便宜が与えられている。これを受けて二六新報・報知新聞・萬朝報・東京朝日・東京毎日など二五社が発起社となり、百余りの新聞社・七五六人の記者からなる大札新聞団が組織された。

写真についても、同様に「大札謹写団」が一五社・加入団員三〇二名を以て組織された。なかでも目立つのが、普通写真よりも、活動写真家が四分の三を占めていることである。これは一つには、一般の写真は、新聞団員と重複すること、国民自体が活字媒体と比較し、いっそうの臨場感と一体感を感じさせる映像メディアを求めていたということ、また映像メディアに国民統合の手段として大きな価値を支配層が認めていたことを示すであろう。

各社から選ばれた記者・撮影者には事前に届け出が求められ、確定数を確認するという名目で、各員に対する調査が、朝鮮・台湾・樺太と道府県警察レベルで行なわれた。すなわち、「大札関係新聞通信記者及鹵簿撮影従事者が其の原籍住所所轄警察署長に照会し適任者と認むべきものに対してのみ許可し尚新聞連絡員及写真原板運搬に従事する者等も夫々身許調査の上腕章を交付し又此等に使用する自動車、サイドカー運転手及人力車挽夫に対しても別紙の通同様の身許調査をなし適任者に限り許可せり」として、記者はもちろん、その助手についても、厳重な身許調査をおこない、パスした者のみに腕章を配付して取り締まっている。

取締と同時に、大札新聞団員と謹写団員の代表者には、即位式当日の「奉拝」(各社代表一名。国内六七社、台湾・朝鮮・満州四社、欧米一七社)・大嘗祭当日の「奉拝」(午前二四名、午後一七名)の栄誉が与えられた。国内のみならず、植民地・欧米に対しても、アピールすることが目的であった(「大札報道の大任を果さしめんとの意嚮」(四四二頁)から出た措置である)。

一方で情報の提供、名譽の下賜、等の面で大札新聞団・謹写団を優遇するとともに、情報の統制を行なう体制が整えられていったのである。そのためには、統制することが困難な「いか、わしき新聞紙」

の発行を抑える必要があった。大札新聞団の組織と並んで、府下の新聞紙の整理がおこなわれ、従来三十社あった日刊新聞を二一社に整理している。「いかがわしい」とされたのは、日刊紙として届出内容と実態(日刊としながら実態は月数回とか月三回としながら月一回発行など)が乖離した新聞社であるが、新聞を管理下に置こうとする意図は明白であろう。

新聞各社の記者は、大札使新聞関係の指示と監督の下に、フロックコート・シルクハット・モーニングコートを身にまとい、記者章(腕章)を着し、指定された場所で、取材(といっても、大札使からの報告を聞く)する、という形で大札に臨んだのである。当然のことながら、スクープなどありえようはずもなく、いわば平時における「大本営」発表がそのまま各紙面に掲載されたといつてよからう。大札使の下に情報を一元化し、新聞を総動員体制に組み込んだといつてもよからう。

中島三千男は、「近頃の新聞は日本国家の聖書といつてもよい。御大典を通じて国体の精華を現しておる」(望月啓内務大臣)。「今回の御聖儀あたりまして、私の忘るることの出来ぬのは、言語報道機関の功績であります。実に新聞に於ける新聞記者諸君、写真技師諸君の不眠不休の活動はよく曠古の御儀の実情を記し奉り写し奉って、これを日本国中津々浦々までも極めて正確に極めて敏速に報道せられ、単なる新聞としてのみならず、真に偉大な国民読本としてこれを提供せしめられたのであります」(近衛文麿大札使長官)を引用し、二七年の大葬、二八年の大札、翌年の伊勢神宮式年遷宮の報道を通してマスコミの姿勢が全体として変質していったのではないかと指摘している⁽⁵⁾。

戸田文明

ラジオ放送はすでに一九二五年に開始されている。ラジオ放送が新たなマスメディアとして注目されるようになるのは、大正天皇の「御不例」放送と大葬の中継によってである。当初放送局のニュースは、すべて新聞や通信社が編輯した原稿によるものであった。放送局独自の取材体制はなかったのである。しかし、政府側の思惑(天皇の重病という重大事に際し、人心の安定のために正確な情報を速やかに伝達する必要性)もあって、宮内省発表の病状ニュースが即時放送されることとなった。まだ全国中継網は出来ておらず(東京・大阪・名古屋の三社体制)、受信機の普及も僅か二〇万台程度であった。しかも、その多くが鉱石ラジオであり、聴取者も限られていた。そうした中にもかかわらず、各地聴取者の家に在郷軍人団や青年団が詰切り、容態発表を謄写版刷りにして各小字に通知するなどの方法でラジオ放送が利用されたのである。国家の側でも国民統合の手段としてラジオの有用性を認識することとなった。続く大葬においてもラジオは国民統合に大きな役割を果たすこととなる。

この結果、昭和大礼においても、ラジオの全国放送が大きな意味を持つてくる。昭和大礼の放送に向けて二八年一月、東京・大阪・名古屋の三局の他に、広島、熊本、札幌、金沢に新局設置、京都・福岡にスタジオ新設、これらを結ぶ中継線の建設が計画された。この計画に基づいて急ピッチの工事が進められ、天皇の京都市幸の行なわれた一月五日に全国放送網が完成する。

ラジオでは、この一月五日から二七日まで、即ち天皇の東京出発から東京還都までを特別大礼放送期間と位置づけ、連日多くの時間を割いて大礼関連の特別番組が組まれた。

この間の事情を、『警備記録』は次のように総括している。

日本放送協会に於ては宮内省の許可を得今回の大礼に際し御着輦當時及即位式其他の御儀御挙行の模様等を眼の辺りに拝する如く一般民衆に敏速に報道する為京都駅前、京都日々新聞社前、堺町御門及建礼門前の四ヶ所に放送所を設けしを以て之れか取締に付て些かの遺憾なきを期すべく各放送ヶ所に対し通信部員を派遣し殊に即位式当日建礼門前に於ける放送に際して中村通信部長以下横田、篠田両警部之れが取締に従事せしが何等の事故なく好果を納めたり。(『警備記録 上巻』四八〇頁)

国家事業としておこなわれ、また完成間もない、もつとも統制しやすいメディアであることから、具体的統制については、ほとんど言及がない。しかし、放送内容に対する干渉(というよりむしろ指示)はもちろん実施されたし、実況の場に警察官(中村は通信部長地方警視中村尚武、横田は通信部庶務係長警部横田賢、篠田は通信部新聞係長警部篠田實)が派遣されていたのである。

もちろん、当時のラジオの普及率はまだ低かった。しかし、この大礼の一年間を通じて倍近くの普及が実現されるのである。それだけでなく、先述のように、ラジオ聴取者の家に何人もの人間が集まり、あるいはラジオを聞くという形で、あるいは内容を謄写版にするという形で、ラジオの速報性をいかした利用がなされ、全国津々浦々で、さらには朝鮮や中国においても、国民が大礼の模様を知り、聞き入るといった形で利用がおこなわれたのである。

最新のメディアであるラジオ、そして最大のメディアである新聞・写真・映画を最大限利用しつつ、全国的に祝賀ムードを盛り上げ、全国民がこぞって歓迎しているという状況を作り上げることによって、内外に天皇に対する国民の支持と天皇制の安定を示そうとした

のである。こうした情報の独占を通じたメディアに対する統制、そして国民統合はファシズム期の総動員体制につながる政策であった。すなわち、国民統合にもっとも大きな影響力を持つマスメディアを統制下におくことよって昭和六礼という当時の国民にとって異議の唱えようのない行事を通して総動員体制を先駆的に実現したともいえるだろう。

第四章 民間諸団体の組織化

六礼実施は、民間団体の組織をはかるうえでも重要な意味を持った。この点について『警備記録』は次のように述べている。

大礼警衛警備の事たる鹵簿警衛、皇宮警備は元より皇族、外国使節頭官の警衛警護及府下に於ける治安の維持等其の範圍極めて広大なるを以て此等全般に亘る警衛警護の万全を期するには関係各方面との連絡共助を緊密にし其の間些かの過誤あるべからざるは固より論なき所なり依而此等各方面と極力連絡共助に努めたるか其の概要を記すれば次の如し（『警備記録 上巻』一六七頁）

第一項としては「六礼使、皇宮警察に対する関係」、第二項としては「軍隊、鉄道省、京都市役所に対する関係」を挙げている。この二つの項は、役職上当然の事であるが、第三項・第四項においては、民間団体の組織化が示されている。

すなわち第三項では、「地方に於ける諸団体中最も規律統制ある」組織として「消防組、在郷軍人会及青年団」が挙げられ、六礼期間中の警備補助の役割を与えられることとなる。それは必ずしも一方

的に上から強制されたわけではない。多分に修辭的な表現ではあるが、「是等の団体は地方保安を目的とし尽忠報国を趣旨とするを以て私事を棄て、國家公共の事に従ふは団体員の希ふ所なるのみならず之に依りて益々団体員の思想を堅実ならしめ公共心を涵養するを得るを以て各団体幹部に於いては御六礼警衛警備上何等かの勤務に服せんと希望あり」（『警備記録 上巻』一六八頁）という。団体自体の自発的申請を汲むという面をもっていたのである。

そして、これらの団体は比較的若い層を中心に構成されており、また、相互に対等時に競合する立場にあることから競争意識も存在し、「相互の協調円満を欠く」恐れがあることを理由の一つとして、「相互の連絡関係を緊密にする」ため、警察署管内を設立区域として「共同組合、衛生組合等を加へて民衆有力者を網羅する強固なる一団体を組織する」ことになる。地域よって名称は必ずしも一致しないが、『警備記録』ではこれを総称して自治協会と呼んでいる。

【表6】からも分かるように郡部ではほとんど組織されていないのは、六礼行事の中心が京都市内であったことの当然の結果である。同時に京都市内のように共同組合が存在しなかったこともその理由の一つであろう。中立売自治協会が、もっとも多くの会員を数え、「各種営業組合員」も網羅しているのは、ここが行事の中心である御所を包摂する地域だったからである。管轄警察ももっとも精力的に組織の充実につとめたであろうことは想像に難くない。

共同組合は、一八九七（明治三〇）年、京都の町組の自治を継承する形で作られた京都市が主導して作った自治組織であり、全国一律の戦時町内会の設立にともなうて廃止された。また、衛生組合は、衛生問題に特化した自治組織ということができ、共同組合に包摂されることも多かった。当然組合員は重複することになった。ま

た、京都市がつくった共同組合設置規約（規約は一例として示されたもので、各町でこの通りの実施されたわけではない）によれば、「本組合は区域内に一戸を構うる住民及び住民にあらざるも区域内に不動産を所有する者をもって組織し、組合内に係る諸般の行政事務に関し公私の利便を増進し、かつ隣保団結の情宜を守り、各自相互に警戒扶持するをもって目的とす」とされ、各町においても組合員資格を「本町々会出勤者ハ町内ニ不動産ヲ所有スル者ニ限ル」（花車町申合規約）、「町内ニ於テ不動産ヲ所有スル戸主ニシテ現ニ居住スル者」（真如堂町内則）、「天神山町二居住スル人及び居住セサルモ当町内ニ不動産ヲ所有スル者」（天神山町町則）、というように、不動産所持者のみに限っている。また、共同組合は基本的に男性戸主をもって組織されており、摘要中の戸主にあたるといえよう⁶⁾。『警備記録』がいうように、「民衆有力者を網羅する」自治組織であると同時に、町内の行政事務を分担する隣保、自警の組織でもあったのである。この共同組合を組織の中心にすえることによって、地域有力者を網羅し、各戸レベルまで民衆を組織する事を策したのが自治協会設立の目的だったといえよう。

また、自治協会のなかには、「自警会」・「自警団」・「義勇会」などの表現も見られるが、青年団・在郷軍人会などの組織を通じて自警組織をつくることにもなった。先述したように、共同組合は戦時町内会の設立にともない廃止されるが、大礼行事警衛に名を借りて、自治組織の体制的組織化が実現されたと考えることが出来よう。

警察・行政側はこの自治協会の組織・運営にはかなり気を使っている。自治協会の設立が一段落を告げた九月二八日には、岡崎

【表6】自治協会一覧

所轄警察署	会 名	創立年月日	会員数	摘 要 (構成)
川 端 署	川 端 自 治 協 会	昭和 3. 6.22	12000	世帯主ヲ以テ組織ス
中 立 売 署	中 立 売 自 治 協 会	2.11.15	105582	在郷軍人分会員、青年団員、共同組合員、各種営業組合員ヲ以テ組織ス
西 陣 署	西 陣 自 治 協 会	3. 5.13	41080	世帯主、在郷軍人分会員、青年団員ヲ以テ組織ス
松 原 署	松 原 自 治 会	3. 4. 1	20100	公同衛生組合員、在郷軍人分会員、青年団員、一般世帯主ヲ以テ組織ス
堀 川 署	堀 川 自 治 会	3. 7. 3	35744	右同
五 條 署	五 条 自 警 会	2.12. 8	10105	世帯主ヲ以テ組織ス
七 条 署	七 条 自 治 会	3. 5. 2	12300	右同
下 鴨 署	下 鴨 自 治 協 会	3. 8.29	10000	世帯主、在郷軍人分会員、青年団員ヲ以テ組織ス
醍 醐 署	宇 治 郡 自 警 団	3. 7.16	697	宇治郡消防連合会員ヲ以テ組織ス
太 秦 署	洛 西 自 警 団	3. 7. 5	2000	消防組員、在郷軍人分会員青年団員ヲ以テ組織ス
向 日 町 署	乙 訓 郡 自 警 団	3. 7.21	3451	消防組員、在郷軍人分会員、青年団員ヲ以テ組織ス
伏 見 署	紀 伊 郡 義 勇 会	3. 9.11	6000	在郷軍人分会員、消防久美委員、青年団員ヲ以テ組織ス
宇 治 署	久 世 郡 国 民 警 察 会	2.10.20	196	町村長、区長、在郷軍人分会員、青年団員、消防組頭其ノ他主ナル有力者ヲ以テ組織ス
木 津 署	木 津 町 青 年 自 警 団	3. 7.15	318	木津町青年団員ヲ以テ組織ス

(『警備記録 上巻』169頁より)

公会堂で警備委員嘱託式を行なっている。これは京都市と伏見町の市会議員、学務委員、学区会議員、公同衛生両組合役員、消防組、在郷軍人会、青年団の幹部員や地方有力者（ほとんどが自治協会の役員となっている）六九一名に、大札警備委員を嘱託し、彼等を通じて自治協会の運営しようとしたものである。嘱託式には、大海原知事、警察首脳部、望月内務大臣が出席、来賓として京都市長も臨席している。また、嘱託された警備委員のほとんどが出席している。実際にどの程度の指導性を發揮したかは不明であるが、行政側は民衆組織の一環として大きな期待を持って自治協会を設立させたのである。

では、民間組織は実際にどのような「警備」活動を行なったのであろうか。

京都府下の在郷軍人は「挙げて警衛警備に従事」し、特に「警衛補助員」（各分会長——在郷軍人会の分会は京都市内は小学校区を基本として組織されている——が人選し、総数一六〇〇名に上る。一二〇分会、延べ四五九八名が警備に当たっている）となったものは、鉄道沿線や鹵簿沿道の第二線に配置され、第一線の警察を補助している。また皇族の旅館、発電所、変電所、水源地、火薬庫などの警備に従事している。

青年団も同様に、「警衛補助員」（各団長——在郷軍人会分会と同様に京都市内は小学校区を基本に組織——を通じて選抜し、総数一六〇〇名。一二五団体延べ四六九七名）が汽車沿道・鹵簿通過沿道の後方に配置、その他皇族旅館、停車場、水源地、発電所、変電所等に配置された⁷⁾。

消防組員は、当然の事だが、火災警防を主任務とし、一部鉄道警備の手薄な地域では沿線警備にも当たっている。

要するに、鉄道沿線・鹵簿沿道の第一線警備は警察・軍隊が、第二線・後方警備と重要施設警備を民間組織が行なったということになる。すでに見たように、警察の人的陣容は二〇〇〇人程度であり、それを補完する組織として、在郷軍人会・青年団が位置付けられている。

しかし、自治協会が担ったのは、こうした直接的警備だけではないことは、第一章の特別高等警察の項で述べた。こうした直接警備は無論だが、むしろ戸口調査や一斉検束にみられるような天皇制国家の「安寧秩序を脅かす」共産主義者や社会主義者、労農運動などのあぶり出しにこそ民間団体再組織の意義があったのではなからうか。

所轄警察署毎に組織された自治協会・大札警備委員が実際の程度の指導力を發揮し機能し得たかは不明であるが、警備側の意図としては、自治協会員・大札警備委員となった町の有力者が、一方では、青年団や在郷軍人会と協力して警衛要員を供出するとともに、警察と協力して居住者の動向を把握し、地域の治安維持の中心となることが期待されたのではないだろうか。地域の治安維持者としての自警団としての役割、それは戦時町内会に受け継がれるものである。

おわりに

京都市は、昭和天皇一代の盛儀として、粛々と行なわれ、国民の一体感を演出し、内外に天皇制を誇示することに成功したといえよう。しかし、それは、京都市内に六〇〇〇名を超える警察官を動員し、さらに軍隊も動員した厳戒下の成功だった。

大札実施にあたり、特高の充実が図られる一方、マスメディア（新聞・ラジオ）の統制、厳しい思想・言論に対する抑圧体制が敷か

れる。また、民間団体である共同組合や青年団、消防組なども自治協会として再組織される。厳しい弾圧体制と、草の根レベルの国民統制という、ファシズム下の抑圧体制の原型が構築されているのである。

注

(1) 中島三千男『天皇の代替りと国民』（一九九〇年、青木書店）、『天皇の代替わり』を考える『天皇代替わり儀式の歴史的展開―即位儀と大嘗祭―』など。

(2) 本稿の史料は主として、『昭和大礼京都府警備記録』（以下『警備記録』）に依拠して。『警備記録』は、昭和大礼警備の公式記録として、京都府警察部が一九二九年に編集・出版したものである。上巻（五五七頁）、下巻（六四九頁）に分かれ、警備全般にわたる詳細な記事と、豊富な図版を掲載しており、資料的価値の高いものである。一九九〇年に不二出版から復刻されている。また、国立国会図書館のデジタルライブラリーとして閲覧可能な史料である。本稿は、一九二九年に発行された原本に依っている。

(3) 下里正樹・宮原一雄著『日本の暗黒 第一部 五色の雲』（新日本出版社、一九九〇年）参照。

(4) 『続現代史資料 特高と思想検事』（みすず書房、一九八二年）「解説」
(5) 中島三千男『天皇の代替わり』を考える『天皇代替わり儀式の歴史的展開―即位儀と大嘗祭―』二二〇頁

(6) 小林丈弘「共同組合の意義と町組織の歴史―京都の地域住民組織―」（『ステイアとクリオ Vol.1』、二〇〇五）

(7) すでにみたように在郷軍人会と並んで大きな力を発揮したのは青年団である。青年団は、明治末期には国家に忠実な青年組織としての機能を発揮していたが、一九二〇年になると、大正デモクラシーの影響を受け、国家からの自立化の傾向を示すようになっていた。この状況に対し、政府は、青年団の自主的運営をある程度認めつつ体制内組織として青年団を再組織しようとしていた。ことに一九二五年四月には普選実施を視野に入れつつ、官製の

全国組織として大日本連合青年団の発足する。その目的は「全力ヲ尽シテ国民ノ思想ヲ善導シ合憲勤勉ノ風ヲ興」すことにあつた。大礼警備における青年団の積極的な活動はこうした青年層に対する「教化」の一つの帰結であるといえよう。